

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(厚生労働省社会援護局保護課・地域福祉課生活困窮者自立支援室)

項 目 名	生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税、法人税、消費税、登録免許税、国税徴収法		
要 望 の 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）及び生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）附則第 8 条において、法律の施行後 5 年（令和 5 年）を目途として、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。 ・生活保護基準については令和 4 年の年末にかけて社会保障審議会生活保護基準部会にて議論を行う予定（見直し後の基準は令和 5 年 10 月施行予定）。また、生活保護基準における級地区分についても、見直しを検討している。 ・これらを受けて、現在、「社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「社会保障審議会生活保護基準部会」において生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度並びに生活保護基準に係る見直しの検討を行っており、その検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる。 		
	平年度の減収見込額	－	百万円
	(制度自体の減収額)	(－)	百万円)
	(改正増減収額)	(－)	百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的</p> <p>コロナ禍において生じた支援者像や支援ニーズの多様化等の状況も踏まえつつ、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図る観点から、生活保護法及び生活困窮者自立支援法について、両制度の見直しを検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>今後、「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「生活保護基準部会」での議論の結果等を踏まえ、生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度並びに生活保護基準の見直しを行う場合には、当該見直しに伴う税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標 1 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること 施策目標 1-2 生活困窮者等に対し適切に福祉サービスを提供するとともに、地域共生社会の実現に向けた体制づくりを推進し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること
		政策の達成目標	・生活保護制度を適正に実施すること。 ・複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、就労、家計、住まい等に関する包括的な支援を行うことにより、その自立を促進すること。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「生活保護基準部会」における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることによって、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図ることが可能となる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置の妥当性	「生活困窮者自立支援及び生活保護部会」及び「生活保護基準部会」における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改革を講じることによって、生活困窮者等の自立支援の一層の効果的な促進、セーフティネット機能の強化等を図ることが可能となる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項		租税特別措置の適用実績	—
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
		前回要望時の達成目標	—
		前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
		これまでの要望経緯	—